

平成二十七年経済産業省令第五十六号

電気事業法等の一部を改正する法律の施行
に伴う経過措置に関する省令
電気事業法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十二号)附則第九条第一項及び第三項の規定に基づき、並びに同条第四項の規定を実施するため、電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款において定めるべき事項等に関する省令を次のように定める。

(用語の意義)

この省令において使用する用語は、電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)以下「法」という)、電気事業法等の一部を改正する法律(以下「平成二十六年改正法」という)及び電気事業法施行規則(平成七年通商産業省令第七十七号)において使用する用語の例による。

(旧一般電気事業者等による供給条件の説明等に関する経過措置)

第一条の二 電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(次項において「整備等政令」という)第三十五条第一項の場合における電気事業法施行規則第二条の十二第一項の規定の適用については、同項第一号中「名称及び登録番号」とあるのは、「名称」とする。

第二条 整備等政令第三十五条第二項の場合における電気事業法施行規則第三条の十三第二項の規定の適用については、同項中「次の各号」とあるのは、「第二号から第四号まで」とする。

(発電事業の届出)

第一条の三 平成二十六年改正法附則第八条第三項の規定による届出をしようとする者は、様式第一の発電事業届出書を提出しなければならない。

2 平成二十六年改正法附則第八条第三項第五号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先

二 特定発電用電気工作物ごとの接続最大電力及び出力

三 専ら自己の消費の用に供する発電用の電気工作物であつて、法第二十八条の三第一項の規定による接続に係るものと有する場合にあつては、当該電気工作物の設置の場所、原動力の種類、周波数及び出力

四 一般送配電事業者にその一般送配電事業の用に供するための電気を発電し、当該電気を供給することを約している場合にあつては、その供給の相手方及びその内容

三 平成二十六年改正法附則第八条第四項において準用する法第二十七条の二十七第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 発電事業の用に供する電気工作物の概要を記載した書面

(託送供給等約款において定めるべき事項)

二 一般送配電事業者にその一般送配電事業の用に供するための電気を発電し、当該電気を供給することを約している場合にあつては、その供給の相手方との契約書の写し

三 届出者が推進機関の会員でない場合にあつては、当該届出者が推進機関に加入する手続をとつたことを証する書類

(託送供給等約款において定めるべき事項)

第二条 平成二十六年改正法附則第九条第一項に規定する一般電気事業者(以下単に「一般電気事業者」という)は、同項の規定に基づき定められた託送供給等約款においては、小売電気事業、一般送配電事業及び特定送配電事業の用に供するための電気並びに法第二条第一項第五号

口に掲げる接続供給に係る電気に係る託送供給及び発電量調整供給に関する次に掲げる事項(沖縄電力株式会社にあつては、第一号に掲げる事項を除く。)を定めなければならない。

一 振替供給に関する次に掲げる事項

イ 適用範囲

ロ 電気計器及び工事に関する費用の負担に

ハ 関する事項

二 契約の申込みの方法並びに契約の更新及び解除に関する事項

ト 一般送配電事業者が受電することとなる電気に係る受電電力及び供給電力量の供給の相手方による通知の方法

チ 受電電力、受電電力量、供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法

リ 供給の停止及び中止並びにこれら解除に関する事項

ヌ 送電上の責任の分界

ル 給電所における指令に関する事項

ヲ イからるまでに掲げるもののほか、供給条件又は一般送配電事業者及び供給の相手方の責任に関する事項がある場合にあつては、そ

は、その内容

ワ 有効期間を定める場合にあつては、そ

の

二 契約の申込みの方法並びに契約の更新及び解除に関する事項

ホ 口に掲げるもののほか、供給の相手方の負担となるものがある場合にあつては、その内容

ハ 関する事項

二 契約の申込みの方法並びに契約の更新及び解除に関する事項

ト 一般送配電事業者が受電することとなる電気に係る受電電力及び供給電力量の供給の相手方による通知の方法

チ 受電電力、受電電力量、供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法

リ 供給の停止及び中止並びにこれら解除に関する事項

ヌ 送電上の責任の分界

ル 給電所における指令に関する事項

ヲ イからるまでに掲げるもののほか、供給条件又は一般送配電事業者及び供給の相手方の責任に関する事項がある場合にあつては、そ

は、その内容

ワ 有効期間を定める場合にあつては、そ

の

二 契約の申込みの方法並びに契約の更新及び解除に関する事項

ホ 口に掲げるもののほか、供給の相手方の負担となるものがある場合にあつては、その内容

ハ 関する事項

二 契約の申込みの方法並びに契約の更新及び解除に関する事項

ト 一般送配電事業者が受電することとなる電気に係る受電電力及び供給電力量の供給の相手方による通知の方法

チ 受電電力、受電電力量、供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法

リ 供給の停止及び中止並びにこれら解除に関する事項

ヌ 送電上の責任の分界

ル 給電所における指令に関する事項

ヲ イからるまでに掲げるもののほか、供給条件又は一般送配電事業者及び供給の相手方の責任に関する事項がある場合にあつては、そ

は、その内容

ワ 有効期間を定める場合にあつては、そ

の

二 契約の申込みの方法並びに契約の更新及び解除に関する事項

ホ 口に掲げるもののほか、供給の相手方の負担となるものがある場合にあつては、その内容

ハ 関する事項

二 契約の申込みの方法並びに契約の更新及び解除に関する事項

ト 一般送配電事業者が受電することとなる電気に係る受電電力及び供給電力量の供給の相手方による通知の方法

チ 受電電力、受電電力量、供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法

リ 供給の停止及び中止並びにこれら解除に関する事項

ヌ 送電上の責任の分界

ル 給電所における指令に関する事項

ヲ イからるまでに掲げるもののほか、供給条件又は一般送配電事業者及び供給の相手方の責任に関する事項がある場合にあつては、そ

は、その内容

ワ 有効期間を定める場合にあつては、そ

の

二 契約の申込みの方法並びに契約の更新及び解除に関する事項

ホ 口に掲げるもののほか、供給の相手方の負担となるものがある場合にあつては、その内容

ハ 関する事項

二 契約の申込みの方法並びに契約の更新及び解除に関する事項

ト 一般送配電事業者が受電することとなる電気に係る受電電力及び供給電力量の供給の相手方による通知の方法

チ 受電電力、受電電力量、供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法

リ 供給の停止及び中止並びにこれら解除に関する事項

ヌ 送電上の責任の分界

ル 給電所における指令に関する事項

ヲ イからるまでに掲げるもののほか、供給条件又は一般送配電事業者及び供給の相手方の責任に関する事項がある場合にあつては、そ

は、その内容

ワ 有効期間を定める場合にあつては、そ

の

二 契約の申込みの方法並びに契約の更新及び解除に関する事項

ホ 口に掲げるもののほか、供給の相手方の負担となるものがある場合にあつては、その内容

ハ 関する事項

二 契約の申込みの方法並びに契約の更新及び解除に関する事項

ト 一般送配電事業者が受電することとなる電気に係る受電電力及び供給電力量の供給の相手方による通知の方法

チ 受電電力、受電電力量、供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法

リ 供給の停止及び中止並びにこれら解除に関する事項

ヌ 送電上の責任の分界

ル 給電所における指令に関する事項

ヲ イからるまでに掲げるもののほか、供給条件又は一般送配電事業者及び供給の相手方の責任に関する事項がある場合にあつては、そ

は、その内容

ワ 有効期間を定める場合にあつては、そ

の

二 契約の申込みの方法並びに契約の更新及び解除に関する事項

ホ 口に掲げるもののほか、供給の相手方の負担となるものがある場合にあつては、その内容

ハ 関する事項

二 契約の申込みの方法並びに契約の更新及び解除に関する事項

ト 一般送配電事業者が受電することとなる電気に係る受電電力及び供給電力量の供給の相手方による通知の方法

チ 受電電力、受電電力量、供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法

リ 供給の停止及び中止並びにこれら解除に関する事項

ヌ 送電上の責任の分界

ル 給電所における指令に関する事項

ヲ イからるまでに掲げるもののほか、供給条件又は一般送配電事業者及び供給の相手方の責任に関する事項がある場合にあつては、そ

は、その内容

ワ 有効期間を定める場合にあつては、そ

の

二 契約の申込みの方法並びに契約の更新及び解除に関する事項

ホ 口に掲げるもののほか、供給の相手方の負担となるものがある場合にあつては、その内容

ハ 関する事項

二 契約の申込みの方法並びに契約の更新及び解除に関する事項

ト 一般送配電事業者が受電することとなる電気に係る受電電力及び供給電力量の供給の相手方による通知の方法

チ 受電電力、受電電力量、供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法

リ 供給の停止及び中止並びにこれら解除に関する事項

ヌ 送電上の責任の分界

ル 給電所における指令に関する事項

ヲ イからるまでに掲げるもののほか、供給条件又は一般送配電事業者及び供給の相手方の責任に関する事項がある場合にあつては、そ

は、その内容

ワ 有効期間を定める場合にあつては、そ

の

二 契約の申込みの方法並びに契約の更新及び解除に関する事項

ホ 口に掲げるもののほか、供給の相手方の負担となるものがある場合にあつては、その内容

ハ 関する事項

二 契約の申込みの方法並びに契約の更新及び解除に関する事項

ト 一般送配電事業者が受電することとなる電気に係る受電電力及び供給電力量の供給の相手方による通知の方法

チ 受電電力、受電電力量、供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法

リ 供給の停止及び中止並びにこれら解除に関する事項

ヌ 送電上の責任の分界

ル 給電所における指令に関する事項

ヲ イからるまでに掲げるもののほか、供給条件又は一般送配電事業者及び供給の相手方の責任に関する事項がある場合にあつては、そ

は、その内容

ワ 有効期間を定める場合にあつては、そ

の

二 契約の申込みの方法並びに契約の更新及び解除に関する事項

ホ 口に掲げるもののほか、供給の相手方の負担となるものがある場合にあつては、その内容

ハ 関する事項

二 契約の申込みの方法並びに契約の更新及び解除に関する事項

ト 一般送配電事業者が受電することとなる電気に係る受電電力及び供給電力量の供給の相手方による通知の方法

チ 受電電力、受電電力量、供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法

リ 供給の停止及び中止並びにこれら解除に関する事項

ヌ 送電上の責任の分界

ル 給電所における指令に関する事項

ヲ イからるまでに掲げるもののほか、供給条件又は一般送配電事業者及び供給の相手方の責任に関する事項がある場合にあつては、そ

は、その内容

ワ 有効期間を定める場合にあつては、そ

の

二 契約の申込みの方法並びに契約の更新及び解除に関する事項

ホ 口に掲げるもののほか、供給の相手方の負担となるものがある場合にあつては、その内容

ハ 関する事項

二 契約の申込みの方法並びに契約の更新及び解除に関する事項

ト 一般送配電事業者が受電することとなる電気に係る受電電力及び供給電力量の供給の相手方による通知の方法

チ 受電電力、受電電力量、供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法

リ 供給の停止及び中止並びにこれら解除に関する事項

ヌ 送電上の責任の分界

ル 給電所における指令に関する事項

ヲ イからるまでに掲げるもののほか、供給条件又は一般送配電事業者及び供給の相手方の責任に関する事項がある場合にあつては、そ

は、その内容

ワ 有効期間を定める場合にあつては、そ

の

二 契約の申込みの方法並びに契約の更新及び解除に関する事項

ホ 口に掲げるもののほか、供給の相手方の負担となるものがある場合にあつては、その内容

ハ 関する事項

二 契約の申込みの方法並びに契約の更新及び解除に関する事項

ト 一般送配電事業者が受電することとなる電気に係る受電電力及び供給電力量の供給の相手方による通知の方法

チ 受電電力、受電電力量、供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法

リ 供給の停止及び中止並びにこれら解除に関する事項

ヌ 送電上の責任の分界

ル 給電所における指令に関する事項

ヲ イからるまでに掲げるもののほか、供給条件又は一般送配電事業者及び供給の相手方の責任に関する事項がある場合にあつては、そ

は、その内容

ワ 有効期間を定める場合にあつては、そ

の

二 契約の申込みの方法並びに契約の更新及び解除に関する事項

ホ 口に掲げるもののほか、供給の相手方の負担となるものがある場合にあつては、その内容

ハ 関する事項

二 契約の申込みの方法並びに契約の更新及び解除に関する事項

ト 一般送配電事業者が受電することとなる電気に係る受電電力及び供給電力量の供給の相手方による通知の方法

チ 受電電力、受電電力量、供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法

リ 供給の停止及び中止並びにこれら解除に関する事項

ヌ 送電上の責任の分界

ル 給電所における指令に関する事項

ヲ イからるまでに掲げるもののほか、供給条件又は一般送配電事業者及び供給の相手方の責任に関する事項がある場合にあつては、そ

は、その内容

ワ 有効期間を定める場合にあつては、そ

の

二 契約の申込みの方法並びに契約の更新及び解除に関する事項

ホ 口に掲げるもののほか、供給の相手方の負担となるものがある場合にあつては、その内容

ハ 関する事項

二 契約の申込みの方法並びに契約の更新及び解除に関する事項

ト 一般送配電事業者が受電することとなる電気に係る受電電力及び供給電力量の供給の相手方による通知の方法

チ 受電電力、受電電力量、供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法

リ 供給の停止及び中止並びにこれら

十一 電気の使用方法、器具、機械その他の用品の使用等に制限を設ける場合にあつては、その内容

十二 前各号に掲げるもののほか、供給条件又は一般送配電事業者及び電気の使用者の責任に関する事項がある場合にあつては、その内容

十三 有効期間を定める場合にあつては、その期間

十四 実施期日

(最終保障供給に係る約款の届出)

第七条 平成二十六年改正法附則第十条第一項の規定による最終保障供給に係る約款の届出をしようとする一般電気事業者は、様式第三の最終保障供給に係る約款届出書に当該約款及び次に掲げる書類を添え、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 料金の算出の根拠に関する書類

二 電気の使用者の負担となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

(最終保障供給に係る約款の公表)

第八条 平成二十六年改正法附則第十条第三項の規定による最終保障供給に係る約款の公表は、同条第一項の届出をした日以後遅滞なく、その供給区域(離島を除く。)における営業所及び事務所に添え置くとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならぬ。(最終保障供給に係る約款以外の供給条件の承認の申請)

第九条 平成二十六年改正法附則第十条第四項の承認を受けようとする一般電気事業者は、様式第四の最終保障供給特例承認申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 平成二十六年改正法附則第十条第一項の規定による届出をした最終保障供給に係る約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由を記載した書類

二 料金その他の電気の使用者の負担となるものの金額を定めようとする場合にあつては、当該金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

供給に係る約款においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 適用区域又は適用範囲

二 供給の種別がある場合にあつては、その種別

三 供給電圧及び周波数

四 料金

五 電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担に関する事項

六 前二号に掲げるもののほか、電気の使用者の負担となるものがある場合にあつては、その内容

七 契約の申込みの方法及び解除に関する事項

八 供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法

九 供給の停止及び中止に関する事項

十 送電上の責任の分界

十一 電気の使用方法 器具、機械その他の用品の使用等に関する制限を設ける場合にあつては、その内容

十二 前各号に掲げるもののほか、供給条件又は一般送配電事業者及び電気の使用者の責任に関する事項がある場合にあつては、その内容

十三 有効期間を定める場合にあつては、その期間

十四 実施期日

(離島供給に係る約款の届出)

第十二条 平成二十六年改正法附則第十一条第一項の規定による離島供給に係る約款の届出は、同条第一項の届出をした日以後遅滞なく、離島を管轄する営業所及び事務所に添え置くとともに、インターネットを利用してすることにより、これを行わなければならぬ。

(離島供給に係る約款の公表)

第十三条 平成二十六年改正法附則第十一条第三項の承認を受けようとする一般電気事業者は、申請の項の承認を受けようとする一般電気事業者は、平成二十六年改正法附則第十一条第四

（株式第六の離島供給特例承認申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。）

一 平成二十六年改正法附則第十一条第一項の規定による届出をした離島供給に係る約款以外の供給条件による離島供給を必要とする理由を記載した書類

二 料金その他の電気の使用者の負担となるものの金額を定めようとする場合にあっては、当該金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

（特定小売供給開始の届出）

第十四条 平成二十六年改正法附則第十六条第四項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十六年改正法第一条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第七条第四項の規定による届出をして届け出をする者は、様式第八の特定小売供給譲渡認可申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 譲渡し及び譲受けを必要とする理由を記載した書類

二 譲渡しに関する契約書の写し

三 譲渡価額及びその算出の根拠を記載した書類

四 譲受けに要する資金の額及び調達方法を記載した書類

五 譲受人の譲受けの日以後三年内の日を含む毎事業年度における様式第九の事業収支見積書

六 譲受人がみなない小売電気事業者以外の者であつて、法人である場合にあつては、その者の定款、登記事項証明書、最近の事業年度末の貸借対照表及び損益計算書並びに役員の履歴書

七 譲受人が法人の発起人である場合にあつては、その法人の定款及び役員となるべき者の議録の写し

九 謙受人の謙受けの日以後三年内の日を含む
毎年度における用途別の需要見込み及び供給
の計画を記載した書類

十 謙渡しに係る特定小売供給に水力発電所又
は原子力発電所が属する場合において、発電
水力に関する水利使用に係る権利又は原子力
発電所の謙渡し又は謙受けについて行政庁の
承認又は許可を要するときは、その承認書又
は許可書の写し（承認又は許可の申請をして
いる場合にあっては、その申請書の写し）

十一 様式第十の特定小売供給遂行体制説明書
経済産業大臣は、旧法第十条第一項の認可を
受けようとする者に対し、前項各号に掲げる書
類のほか、必要と認める書類の提出を求めるこ
とができる。

（合併及び分割の認可申請）

第十六条 旧法第十条第二項の認可を受けようと
する者は、様式第十一の合併認可申請書又は様
式第十二の分割認可申請書に次の書類を添え
て、経済産業大臣に提出しなければならない。
一 合併又は分割を必要とする理由を記載した
書類

二 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契
約書の写し

三 合併又は分割の条件に関する説明書

四 一合併又は分割の日以後三年内の日を含む每
事業年度における様式第九の事業収支見積書
五 合併又は分割の日以後三年内の日を含む毎
年度における用途別の需要見込み及び供給の
計画を記載した書類

六 当事者の一方がみなし小売電気事業者以外
の者である場合にあっては、その者の定款、
登記事項証明書並びに最近の事業年度末の貸
借対照表及び損益計算書

七 合併後存続する法人若しくは合併により設
立する法人又は分割により特定小売供給の全
部を承継する法人の定款及び役員となるべき
者の履歴書

八 みなし小売電気事業者が合併しようとする
発電事業者が合併しようとする
九 様式第十の特定小売供給遂行体制説明書
経済産業大臣は、旧法第十条第二項の認可を
受けようとする者に對し、前項各号に掲げる書
類について行政庁の認可を受けているとき、又
は認可の申請をしているときは、その認可書
又は申請書の写し

五 第二十条第五号又は第六号の事項を変更し
ようとするときは、電気の使用者の負担となる
ものの金額の算出の根拠又は当該金額の決
定の方針に関する説明書

第二十四条 改正法附則第十八条第三項の他の法
律の規定により支払すべき費用の額の増加に対
応する場合として経済産業省令で定める場合
は、特定小売供給約款の変更の場合であつて、
次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 賦課金額の増加に対応する場合

二 石油石炭税相当額の増加（石油石炭税の税
率の増加その他の石油石炭税に関する制度の
改正に起因するものに限る。）に対応する場
合

三 電源開発促進税相当額の増加（電源開発促
進税の税率の増加その他の電源開発促進税に
関する制度の改正に起因するものに限る。）
に対応する場合

四 消費税等相当額の増加（消費税若しくは地
方消費税の税率の増加その他の消費税若しく
は地方消費税の制度の改正に起因するもの又
は前二号の増加に伴うものに限る。）に対応
する場合

第二十五条 改正法附則第十八条第四項の規定に
よる特定小売供給約款の変更の届出をしようと
する者は、様式第十九の特定小売供給約款変更
届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大
臣に提出しなければならない。

一 変更を必要とする理由を記載した書類

二 変更しようとする部分を明らかにした変更
前の特定小売供給約款

三 第二十条第四号の事項の変更（賦課金額の
みの変更又は消費税等相当額のみの変更を除
く。）をしようとするときは、みなし小売電
気事業者特定小売供給約款金算定規則の規
定に基づいて作成した書類

四 第二十条第五号又は第六号の事項を変更し
ようとするときは、電気の使用者の負担とな
るものとの金額の算出の根拠又は当該金額の決
定の方針に関する説明書

第二十六条 旧法第二十二条第一項ただし書の認可
を受けようとする者は、様式第二十の特定小
売供給約款以外の供給条件の認可申請書

一 特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由を記載した書類

二 料金又は電気の使用者の負担となるものの額を定めようとする場合にあつては、料金の算出の根拠又は電気の使用者の負担となるものの額の算出の根拠若しくは当該金額の決定の方法に関する説明書

(賦課金額に係る手続の特例)

第二十七条 第二十一一条、第二十三条、第二十五条及び前条の規定に基づき申請書又は届出書を提出しようとする場合であつて、賦課金額又はその額に係る表示若しくは請求の方法の変更をしようとするときは、これらの規定に掲げるもののほか、賦課金額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(消費税等相当額の表示に係る手続の特例)

第二十八条 第二十一一条、第二十三条、第二十五条及び第二十六条の規定に基づき申請書又は届出書を提出しようとする場合であつて、消費税等相当額又はその額に係る表示若しくは請求の方法の変更をしようとするときは、これらの規定に掲げるもののほか、消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(意見の聴取)

第二十九条 旧法第百十条第一項の意見の聴取は、経済産業大臣又はその指名する職員が議長として主宰する意見聴取会によつて行う。

1 経済産業大臣は、意見聴取会を開こうとするときは、その期日の二十一日前までに、意見聴取会の期日及び場所並びに事案の内容を審査請求人に対し通知しなければならない。

2 利害関係人(参加人を除く。)又はその代理人として意見聴取会に出席して意見を述べようとする者は、意見聴取会の期日の十四日前までに、意見の概要及びその事案について利害関係があることを疎明する事實を記載した文書によりその旨を経済産業大臣に届け出なければならぬ。

3 経済産業大臣は、前項の規定による届出をした者のうちから、意見聴取会に出席して意見を述べることができる者を指定し、その期日の三日前までに指定した者に対しその旨を通知しなければならない。

四 五	<p>指定旧供給区域を増加する場合は、所要資金の額及び調達方法を記載した書類</p> <p>指定旧供給区域を増加する場合は、増加する区域に対し電気の供給を開始する日以後三年内の日を含む毎事業年度におけるその区域の他の用途別の需要の見込み及び供給の計画を記載した書類</p>	<p>第六十一条 意見聴取会においては、審査請求人、参加者は、学識経験のある者、関係行政機関の職員の他の参考人に意見聴取会に出席を求めることができる。</p> <p>第六十二条 意見聴取会においては、議長は、最初に審査請求人の代理人に審査請求の要旨及び理由を陳述させなければならない。</p> <p>第八条 意見聴取会において審査請求人又はその代理人が出席しないときは、議長は、審査請求書の朗読をもつて前項の規定による陳述に代えることができる。</p> <p>第九条 審査請求人又は利害関係人の代理人は、その代理権を証する書類を議長に提出しなければならない。</p> <p>第十条 意見聴取会に出席して意見を述べる者が事務の範囲を超えて発言するとき、又は意見聴取会に出席している者が意見聴取会の秩序を乱しあつしくは不穏な言動をするときは、議長は、これらの方に対し、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。</p> <p>第十三条 議長は、意見聴取会の期日又は場所を変更したときは、その期日及び場所を第四項の規定による指定を受けた者及び第五項の規定により意見聴取会に出席を求められた者に通知しなければならない。</p> <p>(指定旧供給区域の変更の許可申請)</p> <p>第三十条 平成二十六年改正法附則第十七条第二項の規定により指定旧供給区域の変更の許可を受けようとする者は、様式第二十一の指定旧供給区域変更許可申請書に次に掲げる書類を添えさせて、経済産業大臣に提出しなければならない。</p> <p>一　変更を必要とする理由を記載した書類</p> <p>二　増加し、又は減少する指定旧供給区域の境界を明示した地形図</p> <p>三　指定旧供給区域を増加する場合は、増加する区域に対し電気の供給を開始する日以後三年内の日を含む毎事業年度におけるその区域の他の用途別の需要の見込み及び供給の計画を記載した書類</p>
--------	--	---

内 容	規 定	理 由	内 容	規 定	理 由
第一項の規定による事業場の增加に伴う供給量の増加	第三十一条	当該申請者が地方公共団体である場合にあっては、当該申請者が指定旧供給区域を変更することについての議決に係る議会の会議録の写し	第二項の規定による届出	第三十二条	平成二十六年改正法附則第十九条の承認を受けようとする者は、様式第二十二の旧認可供給条件承認申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。
第一項の規定による事業場の增加に伴う供給量の増加	第三十三条	当該申請者が地方公共団体である場合にあっては、当該申請者が指定旧供給区域を変更することについての議決に係る議会の会議録の写し	第三項の規定による特定小売供給約款の公表	第三十四条	経済産業大臣は、平成二十六年改正法附則第二十二条の規定により公聴会を開こうとするときは、その期日の二十一日前までに、事業所及び事務所に添え置くとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならぬ。
第一項の規定による事業場の增加に伴う供給量の増加	第三十四条	経済産業大臣は、平成二十六年改正法附則第二十二条の規定により公聴会を開こうとするときは、その期日の二十一日前までに、事業所及び事務所に添え置くとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならぬ。	第一項の規定による事業場の增加に伴う供給量の増加	第三十五条	公聴会は、経済産業大臣又はその指名する職員が議長として主宰する。

模式第2 (第5角獎項) (收銀處或收銀窗口,一部免空)
託送快貨等特列請可申請者
年 月 日

卷之三

氏名(敬称及び代書者の氏名) 国	
田中義典 4項の歴史により、次より承認第3項の規約 の締結に於ける公的行為の性質を有するものと認めます。	
署名	
印	
郵便番号	
住所	
性別	
年齢	
性別	
年齢	
年齢	
年齢	

備考 1 受取価格及び純地代が属する発送料、発送料、配達路又は配電線路の名前を備考欄に記入すること。
2 用語の大書き、日本産業規格A4とすること。
3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

模式表 3 (第 7-385486) (アリス通番: 477, 道30、今治張古山口、一部単位)
最終弾薬供給に係る内訳箇目表

年 月 日

死(名前)及び代筆者の死名) 屈
第9条(死後1年)の規定により、受取のとおり既死保険料金に係
け付けます。
又は、日本郵便機器Aとすること。
申し押すことによって代えて、署名することができます。この場合は必ず本人が直署するものとします。

模式第4 (第9季完結) (第2季第17-30、今尤祖曼合訂、一整季)

最终得牌执照持有人
年 月 日

申告書
氏名（名称及び代表者の氏名） 国
会第10次選挙A-5の規定により、次のとおり最終保険扶助に係る
承認を受けたものと申告します。

扶助条件	
実施期間	

注記：日本産業扶助A-4とすること。
扶助料率に応じて、算出することができます。この場合は、

合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第5(第11号契約)(第1種業令77-第30、令光抵當令77、一整令立)

難易供給に係る約款題山書

佐 沢
氏名(名前及び代表者の氏名)　西
田第11条第1項の規定により、別紙のとおり離島快船に係る範
囲に付します。
記入は、日本郵便規格A4とすること。
詳しく記入することによって、署名することができます。この場
合は、郵便局にて郵便署名を捺印して下さい。

様式第6 (第15回様式) (印字用紙面A-1表記、印字用紙面B-1表記)	
農業生産者登録手帳	
年	月
用	件
姓	名 （登記者及び代表者の姓名）
甲申の年改正版の農業生産者登記様式に従い、わがとり農業生産に係る個人 以外の農業生産者登記手帳を発行いたします。	
登記者	他の登記者 登記日及び登記期間
備考	
1. 用紙面A-1は、日本農業機械A-4とすること。 2. 本登記書は、御存知のこととし御了承をうながすことができる。この事 件において、署名等は本人の手書きであることを。	

株式会社(略称)様へ
件名 小型自動車開始登録書
年月日
表題 ④登録
表題 ⑤登録
本文 平成20年4月改正自動車法施行令(平成20年4月1日)の規定により、以下の要領によりその登録を受付けるをもととして、改めてご案内をさせていただきます。要領変更箇所は各項目に記載してあります。
4項目が変更され、次のように税金徴収専門会員制を開始いたしました。第4項
税金徴収より、次のように税金徴収専門会員制を開始いたしました。第4項
税金徴収専門会員制登録書
税金徴収専門会員登録書
本文 平成20年4月改正自動車法施行令(平成20年4月1日)の規定により、以下の要領によりその登録を受付けるをもととして、改めてご案内をさせていただきます。要領変更箇所は各項目に記載してあります。
4項目が変更され、次のように税金徴収専門会員制を開始いたしました。第4項
税金徴収より、次のように税金徴収専門会員制を開始いたしました。第4項
税金徴収専門会員登録書

様式第3(通山告白書) (販賣契約書・販賣契約書の付属書)	
販賣契約書の記載事項を記入する欄	
年月日	
説明	
譲渡人法名 (若者及び代表者の氏名)	
譲渡人印	
買主(若者及び代表者の氏名)	
平成29年改正版販賣契約書(平成29年改正版販賣契約書)の規定に より必要な手数料を支払ふることにして我等と契約して販賣契約書の前 1項の規定に従ふ。次に少額の特例を除き本契約の全部及び譲渡の可否を 付記する。	
譲渡年月日	
立場年月日	

第 1 頁		年 月 日	備 考
電 燈	○		
壓縮機 (吸氣口)	○		
單向 (吸)	○		
電 扇	○		
壓縮機 (吸氣口)	○		
單向 (吸)	○		
電 扇	○		
壓縮機 (吸氣口)	○		
單向 (吸)	○		
電 扇	○		
壓縮機 (吸氣口)	○		
單向 (吸)	○		
電 扇	○		

項	目	年	度	備考
賃貸活動によるキャッシュ・フロー				
投資活動によるキャッシュ・フロー				
財務活動によるキャッシュ・フロー				
借入金の増減額				
社債の増減額				
株式の発行による収入				

様式第10（第15条、第16条関係）

様式第11（第16条関係）

様式第12（第16条関係）

配当金の支払額	
その他の増減額	
現金及び現金同等物の増減額	
現金及び現金同等物の期首残高	
現金及び現金同等物の期末残高	

- 電気代やガス代が支払はれてるから、それは年間で改めて財形貯蓄を1回にまとめる場合は、年間の支払額を計算して、
- 支払額に年利、支払期間を乗じて、
- 支払額と年利と貯蓄期間を乗じては資産運用によるキャッシュフローに、支払額が財形貯蓄によってキャッシュフローに含めること。
- 結果算出の(1)欄に、繰り算すること。
- 合計又は分岐は、最後の月の金額を含む算出範囲を全ての金額を、1次で算出すること。
- 記入する金額は百万円単位、想定額は百万円をもって表示すること。
- 用語の大きさは、日本家業税規則Aとすること。

様式第10(山岳、第26号)用紙)(次回度合、第3回、今後度合打、一部半度)
特定小売価格運行体制初算

1. 特定小売価格を運行する責任者
2. 特定小売価格を運行する体制の概要
3. 組織図

備考 月額の大きさは、日本産業振興会とすること。

様式第11（第16条関係）

様式第11 (第1回公募) (平成20年6月26日、令和新規第1回・第2回公募) [第1回公募] 合併認可申請書	
年 月	
義	
仕合	
合併する法人の名前及び代表者の氏名	
仕合	
合併する法人の名前及び代表者の氏名	
平成20年改正合併規則第3条(改正後) (平成20年改正合併規則第3条(改正後)) の よりなきもの(効力を及ぼさないもの)について、改訂並に適用されることは、本規則の規定 を尊重する限り、より、ひととおりの個人の専門的経験を受けたものと想定します。	
合併登記申請書(本文)により提出	仕合
する旨の文書	所
合 併 登 定 年 月 日	義

様式第12 (添付各項別) (内規第6条、第3条、大正規第6条、企画書第6条、別紙)	
分割印當申請書	
年 月	
被 姓	
分割する法人名物及び代表者の氏名	
平成26年8月迄附届け済みの件名 (平成26年8月迄附届け済み第3項) の よりながれおもに効力を有するものとして記入し算入又は連続される場合は算入又は連 絡する旨により、次に記載する分類の認印を受けたものと申します。	
分類(1) 2種以上複数の会員登 録を有する法人の名称	姓 名
分 類 完了 年 月 日	

様式第12 (原) (添付用紙) (印影捺印欄・裏面、写し捺印欄・裏面の一部略)

株式会社新規事業部
年 月 日

件名 (改款及び代表者の氏名)

平成26年度改訂版新規事業用紙4種(印影捺印欄・裏面の一部略)の変更に
より新規事業部が行うものとして改款し、適用され、新規事業部は新規
事業部の上より、次のとおりみなして新規事業部の用紙を承認する旨で譲り出
す。

支拂 申月 日
就業 上級者
新規事業部新規事業部の 代表者
備考 用紙の大きさは、日本規格規格A4とすること。

様式第14 (原) (添付用紙) (印影捺印欄・裏面、写し捺印欄・裏面の一部略)

株式会社新規事業部 (原) (新規事業部
年 月 日

件名 (改款及び代表者の氏名)

平成26年度改訂版新規事業用紙4種(印影捺印欄・裏面の一部略)の変更に
より新規事業部が行うものとして改款し、適用され、新規事業部は新規
事業部の上より、次のとおりみなして新規事業部の用紙 (原紙) の新規
事業部の用紙 (原紙) の新規事業部の用紙 (原紙) の新規事業部の用紙 (原紙) の新規
事業部の用紙 (原紙) を受け取ることとします。

支拂 申月 日
就業 上級者
新規事業部の上級者
備考 用紙の大きさは、日本規格規格A4とすること。

様式第15 (原) (添付用紙) (印影捺印欄・裏面、写し捺印欄・裏面の一部略)

株式会社新規事業部
年 月 日

件名 (改款及び代表者の氏名)

平成26年度改訂版新規事業用紙4種(印影捺印欄・裏面の一部略)の変更に
より新規事業部が行うものとして改款し、適用され、新規事業部は新規
事業部の上より、次のとおりみなして新規事業部の用紙 (原紙) の新規
事業部の用紙 (原紙) を受け取ることとします。

支拂 申月 日
就業 上級者
新規事業部の上級者
備考 用紙の大きさは、日本規格規格A4とすること。

様式第16 (原) (添付用紙) (印影捺印欄・裏面、写し捺印欄・裏面の一部略)

株式会社新規事業部
年 月 日

件名 (改款及び代表者の氏名)

平成26年度改訂版新規事業用紙1種(印影捺印欄・裏面の一部略)の変更に
より新規事業部が行うものとして改款し、適用され、新規事業部は新規
事業部の上より、次のとおりみなして新規事業部の用紙 (原紙) の新規
事業部の用紙 (原紙) を受け取ることとします。

備考 用紙の大きさは、日本規格規格A4とすること。

2. 用紙を改め、押印することによって、変更することができる。この
場合において、新規事業部の用紙をもととする。

様式第17（第21条関係）（内規第444項、令和3年6月1日施行令一部改正）
規定小売契約の変更書面
年 月 日

住所
氏名（登録番号の登録の氏名）
平成26年改訂版の登録番号を記入欄に記載します。次のとおり物販小売契約の被
害者の認定を受けたものと申告します。

契 約 の 内 容
契 約 期 限
備考 用紙の大きさは、日本規格規格A4とすること。

様式第18（第23条関係）（内規第444項、令和3年6月1日施行令一部改正）
規定小売契約の変更書面
年 月 日

住所
氏名（登録番号の登録の氏名）
平成26年改訂版の登録番号を記入欄に記載します。次のとおり物販小
売契約の被害者の認定を受けたものと申告します。

契 約 の 内 容
契 約 期 限
備考 用紙の大きさは、日本規格規格A4とすること。

様式第19（第25条関係）
規定小売契約の変更書面
年 月 日

住所
氏名（登録番号の登録の氏名）
代号
代号者の役職品名

平成26年改訂版の登録番号を記入欄に記載します。次のとおり物販小
売契約の被害者の認定を受けたものと申告します。

契 約 の 内 容
契 約 期 限
備考 用紙の大きさは、日本規格規格A4とすること。

様式第20（第26条関係）（内規第444項、令和3年6月1日施行令一部改正）
規定小売契約の変更書面
年 月 日

住所
氏名（登録番号の登録の氏名）
平成26年改訂版の登録番号を記入欄に記載します。次のとおり物販小
売契約の被害者の認定を受けたものと申告します。

契 約 の 内 容
契 約 期 限
備考 用紙の大きさは、日本規格規格A4とすること。

様式第21(税込価額表) (平成26年4月~令和元年3月期用)

記入例: 既往形態又は変更形態用印欄

年	月
所	
住戸	
店名(登録及び使用の氏名)	
平成26年改定版前表第1項の規定により、わたりとおり改定版既往形態 又は(既に)の旨を記入すること。	
増加(既に登録又は使用の 既往形態又は変更形態を記載すること。)	
変更(既に登録又は使用の 既往形態又は変更形態を記載すること。)	
復戻(既に登録又は使用の 既往形態又は変更形態を記載すること。)	

株式会社 第22回(第33回発行)	印刷業者名・社名・住所	郵便番号	年月日
回送料金別紙申込書			
販売店名(販売及び仕入の店名)　印			
平成26年春は通常販売の約2割の増収により、又ウドより田川社員料金条件の導入を受けていたことがあります。			
販売店の申込書			
販売店の販売条件の変更			
販売店又は取扱店の変更			
備考欄			
1 田川社員料金は、必ず販売額Aに4割すること。			
2 既存会員を除き、同時にどこででも、何處ででも購入することができる。この場合において、革新的な方法で販売が実現するものとする。			

様式表第23(第3回提出用) (印字用紙1枚、墨書き用紙1枚付)

日本書院の本と手写の本

年月日

表題

著者名(書名及び作者の氏名)は
平成2年春の本と手写の本の提出により、そのどちらかが採録される所へ記入せよ。
どちらかが採録される所を記入せよ。

新しくまとめて提出する	既に提出済み
是	非
英 少年文庫 定年月日	
例) 1988年1月の本(左欄)・2月の本は、出典別冊年表における更新の 際に既に提出済みのものと見なされるとする。	
2. 国立国会図書館の本と手写の本の提出は、提出者自身の責任で行なうことを す。	
3. 同じ書名でも、日本書院の本と手写の本とすることは、 「異なる本」として、日本書院の本と手写の本とすることをさせることである。この 場合において、本と手写の本とを並んで算入する。	

様式第25（第40条関係）（内閣府令第4号、平成26年4月1日施行）
特例小売店舗条件変更届
年 月 日

□ 住居 民家（被災を受けた場合はその住所）　□ 平成26年改正後特別小売店舗の規制により、開設のための既存の条件を変更する場合

箇号 ① 用途の大きさは、日本流通業協会とすること。
② 既存を改築し、増設することにて、新規することができる。この場合において、審査のための申請をすることがあります。

様式第26（第40条関係）（内閣府令第4号、平成26年4月1日施行）
特例小売店舗条件変更届
年 月 日

□ 住居 民家（委託を受けた場合はその住所）　□ 平成26年改正後特別小売店舗の規制により、既存の条件を変更した場合

箇号 ① 用途の大きさは、日本流通業協会とすること。
② 既存を改築し、増設することにて、新規することができる。この場合において、審査のための申請をすることがあります。

様式第27（第41条関係）（内閣府令第4号、平成26年4月1日施行）
特例事業者等の一部を改正する法律附則
年 月 日

箇号	□ 住居 民家
○ 建物	年 月 日生
□ 土地	年 月 日施行
△ 設備	提出者

箇号③ 既存を改築し、増設することにて、新規することができる。この場合において、審査のための申請をすることがあります。

④ 既存を改築し、増設することにて、新規することができる。この場合において、審査のための申請をすることがあります。

箇号⑤ 次の各号に掲げるものに該当するものは、NPO法人の場合はこども、又は登録せよ。

△ 特別な方法による第3項第1号又は第2項の規定による検査を終了し、